

市市活第 289 号  
平成 27 年 5 月 29 日

横浜市中区新港二丁目 2 番 1 号  
横浜ワールドポーターズ 6 階 NPO スクエア  
特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド  
理事長 山崎美貴子 様

横浜市長 林 文子



特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンドにおける  
不適正な経理の改善について（勧告）

貴法人は、平成 26 年 3 月 25 日付横浜市市市活指令第 506 号により横浜市長から認定を受けているところですが、平成 27 年 1 月 13 日付市市活第 1598 号の回答として貴法人から提出された報告書によると、平成 25 年 6 月から平成 26 年 9 月までの長期間にわたり経理担当職員による不正行為が発生し約 720 万円の資金が消失したことが明らかになりました。

この報告を受け、横浜市は貴法人に対し、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 64 条第 1 項に基づき、平成 27 年 2 月 27 日付で報告を求め、平成 27 年 3 月 20 日に報告書を受理し、また平成 27 年 3 月 25 日に法人事務所への立入検査を実施したところ、次のような事実が明らかになりました。

- ・法人には、意思決定や経理に関する明文化された規定はなく、経理事務に関する権限や責任が曖昧な中で、不正行為を行った経理担当職員が単独で、現金や預金の管理や出納事務を行っていたこと。
- ・理事においては、日常、定期的に現金残高や通帳残高と帳簿の確認を行うことはなく、決算期においても、事務局が作成した決算書類を確認するのみで、帳簿と通帳原本、金融機関発行の残高証明書との照合は行っていなかったこと。
- ・平成 25 年度会計の監査においては、2 名の監事は決算書類の点検を行ったものの、通帳や残高証明書との照合等、実質的な財産状況の確認を行わず、一連の不正行為を発見することができなかったこと。
- ・これらの結果、長期にわたり不正行為が見過ごされ、真実、明瞭な内容を記録するはずの法人の会計帳簿においては、数十回にわたり引き出された預金の減少についての記録がなく、一部に虚偽の記載があり、また、すでに総会で承認され横浜市にも提出されている平成 25 年度の決算書類（貸借対照表、財産目録）については、誤った内容であること。

これらは、法第 27 条で規定する会計の原則に違反し、法第 45 条第 1 項第 3 号及び 7 号の認定の基準に適合しない状況であるとともに、法第 18 条で規定する監事の職務については、実態を伴わない不適正な状況です。意思決定や経理に関する明確な規定がない中、自らの経営責任を果たさず、特定の事務局職員に経理事務を任せきりにし、こうした事態を招いた理事、監事の責任は大きいと言わざるを得ません。

また、事件が発覚した後の対応においても、その情報を市民に公表するまでにあまりにも時間がかかったこと等、情報公開や透明性が求められる認定特定非営利活動法人の運営として、きわめて不適正な状況も明らかになりました。

そこで、横浜市としては、貴法人は、法第 67 条第 2 項第 1 号に該当すると判断し、法第 65 条第 1 項に基づき、次の措置を採るよう勧告します。貴法人においては、認定特定非営利活動法人としての市民からの信頼を損ねた事実を重く受け止め、速やかな改善措置を行うよう強く求めます。

なお、貴法人において、正当な理由がなく、この勧告に係る措置を採らなかったときは、横浜市は貴法人に対し、法第 65 条第 4 項に基づき、勧告に係る措置を採るべきことの命令を発出します。さらに、正当な理由なくこの命令に従わないときは、法第 67 条第 1 項第 3 号に基づき、認定を取消します。また、本件勧告及び貴法人からの報告の内容は、法第 65 条第 3 項に基づき市民に対し公表します。

1 法第 45 条第 1 項第 3 号（経理の基準）関係

総勘定元帳等の会計簿については、資産の減少に関し記録がない、また帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な状況を改善し、経理担当職員による不正行為が原因とされる資産の減少も含め、法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、真実な内容を明瞭に記録したものとすること。

2 法第 45 条第 1 項第 7 号（法令違反に関する基準）関係

法第 27 条の規定に基づき、法人の計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録は、真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

3 法第 18 条（監事の職務）関係

監事においては、法第 18 条に定める職務を遵守すること。

なお、長期間にわたる職員の不正行為が発生し、平成 25 年度の決算手続においても発見されず、認定基準の適合にも係る不適正な状況が生じたことについては、法人の組織の運営、経理の執行体制に原因があったと認められます。こうした不正行為が二度と発生しないよう、理事・監事の責任を明確にし、意思決定や経理に係る規程の整備、相互牽制ができる業務体制の整備等の業務改善計画を立て、執行体制の改善を確実に実行してください。

また、今回消失した資産はほとんどが市民の寄附であることから、回収に最大限努めることを強く求めます。

（改善措置の報告等）

勧告の指示事項については、平成 27 年 6 月 30 日までに行うこと。その後は、3 か月後（平成 27 年 9 月 30 日）、6 か月後（平成 27 年 12 月 31 日）、1 年後（平成 28 年 6 月 30 日）に、さらに、本認定に係る事業報告書等の提出期限（平成 29 年 6 月 30 日、平成 30 年 6 月 30 日、平成 31 年 6 月 30 日）において、勧告の内容に沿った具体的施策及びその達成状況等を報告すること。

担当：横浜市市民局市民活動支援課

〒231-0062

横浜市中区桜木町 1-1-56

みなとみらい 21 クリーンセンタービル 7 階

TEL 045-227-7966 FAX 045-223-2032

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号） 抜粋

（監事の職務）

第 18 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（会計の原則）

第 27 条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- (1) 削除
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第 1 項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（認定の基準）

第 45 条 所轄庁は、前条第 1 項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1)～(2) 省略
- (3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ～ロ 省略

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令（※1）で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令（※2）で定める経理が行われていないこと。

特定非営利活動促進法施行規則（内閣府令第 55 号）

※1 （取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）

第 20 条 法第 45 条第 1 項第 3 号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 53 条（※3）から第 59 条までの規定に準じて行うものとする。

※2 （不適正な経理）

第 21 条 法第 45 条第 1 項第 3 号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）

※3 （青色申告法人の決算）

第53条 法第121条第1項（青色申告）の承認を受けている法人（以下この章において「青色申告法人」という。）は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行なわなければならない。

(4)～(6) 省略

(7) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(8)～(9) 省略

2 省略

（報告及び検査）

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～7 省略

（勧告、命令等）

第65条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第67条第2項各号（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 省略

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

（認定又は仮認定の取消し）

第67条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消さなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 正当な理由がなく、第65条第4項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(4) 省略

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2)～(3) 省略

3～4 省略